

重要事件に係る刑事実戦塾実施要綱の制定について（例規通達）

平成5年5月7日
例規第15号

この要綱は、重要事件の捜査により得られた教訓や、その捜査手法等を事後の事件捜査に確実に生かしていくため、実際に当該事件に携わった捜査員等のほか、同種の捜査を担当する警察本部、警察署の各級捜査員等が、当該事件捜査により得られた教訓やその捜査手法等を、自分のものとして擬似的に体験することによって、捜査員等の実務能力の向上を図ろうとするもの。